

## 甲賀市重層的支援体制整備事業実施計画 策定方針（案）

### 1. 重層的支援体制整備事業とは

高齢、障がい、こども、生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、支援を必要とする人を誰一人取り残さない地域共生社会の実現をめざしています。

### 2. 計画策定の趣旨

本計画は、社会福祉法（以下「法」という）第106条の5により、「重層的支援体制整備事業」をより適切かつ効果的に実施するために必要な具体的支援体制に関する事項について定めるものです。

計画の策定にあたっては、地域における関係機関等と連携・協働する機会を積極的に設け、地域住民が抱えている課題を踏まえ、事業実施の理念やめざす方向性について認識の共有を図るよう努めます。

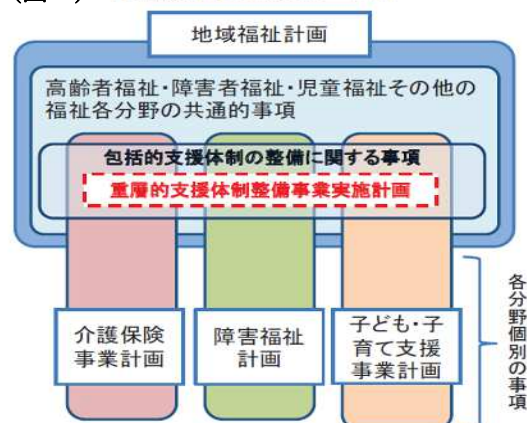
### 3. 計画の位置づけ

本計画の内容は、「第2次甲賀市地域福祉計画」（計画期間：平成29年～令和10年度）の基本方針「地域で支えるしくみづくり」、「適切な支援へつなげる体制づくり」、「健康で安心な生活ができる暮らしづくり」の中の取り組みについて具体的に規定するもので、地域福祉計画の取り組みの中の地域づくりと密接な関係があるので両計画を一体的な計画として位置づけます。

本計画は、重層的支援体制整備のために必要な固有事項に特化した内容を記載するもので、地域福祉計画をはじめ、各分野の事業計画との調和を保ち整合性を図るものとし（図1）。

また、甲賀市地域福祉計画の次期見直しまでの間は、庁内の実施計画とします。

（図1）【各種関連計画の関係イメージ図】



#### 4. 計画に盛り込むべき事項

国の「孤独・孤立対策の重点計画」や令和6年度以降に実施予定の中核の地域市民センターを核とした地域づくりを視野に入れつつ、重層的支援体制整備事業実施計画の策定ガイドライン（厚生労働省作成）に沿った内容について定めるものとします。

なお、ガイドラインによる必須の記載事項、また各事業の実施等に係る記載内容（図2）については、以下のとおりです。

（図2）

※必須の記載事項 ※

- （1）相談支援機関、地域づくりに向けた支援事業の拠点等の設置箇所数、設置形態
- （2）参加支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施体制
- （3）重層的支援会議の実施方法
- （4）支援関係機関間の連携に関する事項

各事業	記載内容・ポイント等
包括的相談支援事業	・相談支援機関（窓口）の設置か所数 ・各相談支援機関（窓口）の主な対象分野、設置形態（基本型、統合型、地域型）、運営形態（直営・委託）、各機関の対象圏域等
参加支援事業	・地域における資源開発や利用調整等を行うコーディネート機能を担う体制等（担当機関、実施方法） ・参加支援を行う際に利用可能な社会資源、想定される連携先
地域づくり事業	・地域づくりのコーディネート機能やプラットフォーム機能を担う体制等（担当機関、実施方法） ・地域づくり支援の拠点の設置か所数、各拠点の主な対象分野、設置形態、実施内容 ・その他地域づくりのための事業内容
アウトリーチ等事業	・アウトリーチ等を通じた継続的支援を担う体制等（担当機関等）
多機関協働事業	・多機関協働事業の調整機能を担当する機関の設置方法

#### 5. 計画期間

計画期間は、令和5年～6年度とし、甲賀市地域福祉計画の次回見直しにあわせて、本計画の位置づけについても再検討を行う予定です。

また、PDCA サイクルに基づき、各年度において実績に対する評価を行い、改善点については随時見直しを行いつつ取り組みを進めます。

#### 6. 策定体制及びプロセス

##### （1）市行政内部の計画策定体制

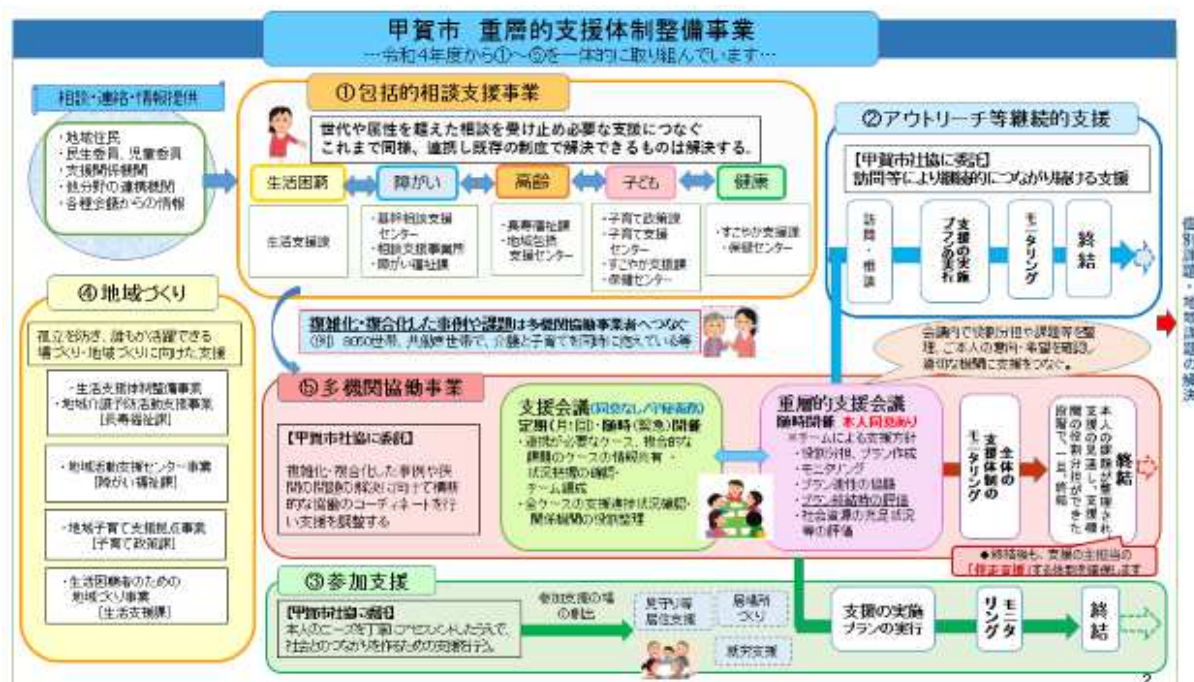
本計画の位置づけからも、市行政全体での認識の共有と取組が不可欠な事業であり、関係部局が一堂に会した協議体の構築が求められることから、次長、課長級で組織された地域共生社会の実現 PT（プロジェクトチーム）会議や重層的支援体制整備事業庁内連携会議にて協議し、計画策定に向けた意見を聴取し策定を進めます。

また、本計画は地域共生社会の実現に向けた諸施策の企画及び庁内連携に関する事項であるため、市長を本部長とする地域共生社会推進本部会議にて、共通認識を図ることとします。

## (2) 地域の関係者からの意見聴取

市行政内部のみならず、地域の関係者全体による地域共生社会に対する理解や意識の醸成や、地域共生社会の実現に向けた取組への主体的な参画・協働の場づくりが重要であることから、地域住民・地域の支援関係機関・支援団体をメンバーとする甲賀市地域福祉計画審議会において、計画策定に向けた意見を聴取し、反映できるように努めます。

甲賀市の体制イメージ図



## 7. 計画策定のスケジュール

- 令和 5 年 2 月 地域共生社会の実現 PT 会議にて策定方針を提出  
(甲賀市重層的支援体制整備事業実施計画策定方針)
- 令和 5 年 5 月 甲賀市重層的支援体制整備事業庁内連携会議にて協議
- 令和 5 年 7 月 甲賀市地域共生社会推進本部会議にて計画素案を提出  
(甲賀市重層的支援体制整備事業実施計画素案)
- 令和 5 年 10 月 甲賀市重層的支援体制整備事業実施計画策定

※ あくまで地域福祉計画策定審議会において協議いただく前提として、上記実施計画を地域福祉計画に内包すると仮定した場合のスケジュールです。